

公益財団法人 檜山奨学財団

平成29年度大学院奨学生(外国人留学生)募集要項

1. 趣 旨

この奨学金は、我が国の大学に海外諸国から来日している私費留学生のうち、学業、人物とも優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とするものです。

2. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア・太平洋地域諸国から日本に修学または研究のため来日し、大学院に在学する私費留学生。
- (2) 大学院課程在籍者（修士課程1年次または博士課程1、2年次）
- (3) 原則として応募日現在修士課程は満30歳未満、博士課程は35歳未満の者。
- (4) 他の機関から奨学金を受けていない者。
- (5) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者。

3. 奨学生の採用人員

大学院生 7名以内

4. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与月額 120,000円
- (2) 給与期間 原則として2年以内とする。
- (3) 交付方法 隔月の例会（学業や生活状況の報告）で2ヶ月分を合わせ手交する。
初回奨学金のみ7月に4ヶ月分（4.5.6.7月）を合わせ手交する。

5. 応募方法

応募者は次の書類を作成し、在学する大学を経て提出すること。

- ①推薦調書（親展書による）※
- ②奨学生願書 ※
- ③履歴書（写真貼付）※
- ④身上調書 ※ ⑤研究計画書 ※
- ⑥成績証明書（前年度分が母国の証明書の場合は、それぞれの学科成績の隣または別紙にABCあるいは優良可といった解説（コメント）を付ける）
- ⑦在学証明書
- ⑧写真（縦4.5cm×横3.5cm 履歴書貼付の外1枚）

（※印は財団所定用紙）

6. 提出期限

平成29年4月27日(木) (財団必着)

7. 面接日

平成29年5月20日(土)

8. 決定及び通知

選考委員会で面接・選考し理事長が決定する。

採否結果は書面により6月初旬に在学学長を経て本人に通知する。

9. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業または生活行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷痍、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 2ヶ月以上音信がないとき。

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですから返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に、報告書・成績証明書等を理事長あて提出しなければならない
- (3) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (4) 本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団および大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくしなければならない。
- (5) 採用となった奨学生は、東京で行われる「新入生歓迎イベント」には必ず出席しなければならない。【今年度6月25日(日)開催】
- (6) 奨学生は、本財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事には出席しなければならない。

11. 提出及び問い合わせ先

〒103-8239 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

オワードパークビルディング

公益財団法人 樫山奨学財団 事務局

TEL 03-4512-1062 (ダイヤル)

FAX 03-4512-1063

〔記入上の注意〕

(1) 奨学生推薦調書

指導教官所見及び学長意見は必ずご記入下さい。

(2) 奨学生願書

他の奨学財団への応募状況は予定のものを含み必ず記入すること。

(予定は「予定〇〇〇〇〇」、また無い場合は「無し」と記入)

現住所欄は、郵便物が届くようにアパート名や部屋番号も記入する。なお、願書提出後に住所を移動した場合は、大学の留学生奨学金担当係りをとおして新住所を当財団へ通知すること。

(3) 成績証明書

現課程の成績証明書がない場合は、母国における最終校の成績表（コピー可）を添付すること。なお母国の成績表の場合は、それぞれの学科成績の隣または別紙に ABC 或いは優良可といった解説を付けること。

(4) 身上書

家庭状況は両親、兄弟姉妹、配偶者、子供名を記入する。

経済状況については現状をそのまま記入すること。

(5) 写真 2枚（3ヶ月以内に撮影のもの。上半身正面像 4.5 × 3.5）

1枚は所定の場所に貼付し、あとの1枚は裏に大学名と氏名を記入のうえ同封すること。